鳥取県告示第552号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ伯耆

者の氏名

西伯郡伯耆町大殿952、953、995-1から995-3まで、996-1、1001、1001-1、1002-1から1002-3まで、1003から1003-2まで、1004-1、1004-2、1004-5、1019-1、1021-3、1022-1から1022-3まで、1023-1、2333、2335から2348まで、2350、2351、2352-2、2415、2416、2418から2420まで及び2422 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表

- (1) 大規模小売店舗を設置する者 大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1-36
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

島根県益田市下本郷町206-5

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 長谷川 徹

島根県安来市赤江町1448-1

株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光

岐阜県大垣市外渕二丁目38

株式会社ライフォート 代表取締役社長 泉山 伸一

兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 平成22年4月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5433. 94 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 297台(うち身体障害者用 7台、高齢者用 4台)
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 156台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 252.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 62.99㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時
 - イ 株式会社フーズマーケットホック
 - 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 ウ 株式会社セリア
 - 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 - エ 株式会社ライフォート 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 7か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 7 届出年月日

平成21年8月20日

- 8 縦覧に供する書類
 - 大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間平成21年9月4日から4月間
- 10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部部総合事務所県民局

西伯郡伯耆町吉長37-3

伯耆町地域再生戦略課経営企画室

11 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提 出することができる。